

業務仕様書

1. 業務名

令和8～10年度 広島高速自家用電気工作物点検業務

2. 業務場所

広島市東区温品一丁目外

3. 目的

本業務は、発注者の定める保安規程に基づき、発注者が設置した自家用電気工作物の定期的な点検、測定及び試験（以下、「点検業務」）を行い、その結果を発注者に報告するものである。

4. 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5. 委託対象自家用電気工作物の概要

点検を委託する自家用電気工作物の概要は、別紙1「委託自家用電気工作物の概要」のとおりとする。この他に、広島高速5号線における受変電設備1事業場の点検業務を委託することについて予定している。この場合、変更契約の対象とする。

6. 委託業務の内容

（1）受注者が実施する点検業務は、次の各号によるものとする。

- ア 受注者は、発注者の事業場における業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- イ 受注者は、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を発注者に報告すること。
- ウ 受注者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電力会社等より通知を受けたときは、事故・故障の状況に応じて臨時点検を行い、その結果を報告すること。
- エ 業務実施時において、受注者が故障若しくは異常を発見した場合は、速やかに必要な応急処置と共に監督職員に報告すること。

（2）受注者は、公社の定める保安規程に従うものとする。

7. 点検の頻度及び点検項目

6. （1）に定める受注者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、保安規程によるものとする。

ア 月次点検（設備が運転状態中の状態において点検を実施するもの）

毎月1回（令和8年4月から令和11年3月までの年次点検実施月を除く33回）

- イ 年次点検（主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するもの）
毎年1回
- ウ 臨時点検（電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するもの）
必要な都度
- エ 工事期間中の点検（設備が運転状態中において点検を実施するもの）
工事期間中において必要な都度（2） 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に受注者は、次の(オ)及び(カ)に掲げる処置を行うこととする。
 - オ 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - カ 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

8. 発注者及び受注者相互の通知義務

- (1) 発注者は次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的な内容をただちに受注者に通知する。
 - ア 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
 - イ 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
 - ウ 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
 - エ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合並びに施工する場合及び工事が完成した場合
 - オ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対して電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
 - カ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
 - キ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
 - ク 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
 - ケ 電気の保安に関する組織を変更する場合
 - コ 代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
 - サ 電気工作物に近接して電気工作物以外の作業を行う場合
 - シ その他必要な場合
- (2) 受注者は、次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。
 - ア 受注者の執務時間内における受注者への連絡方法
 - イ 受注者の執務時間外における受注者への連絡方法
 - ウ その他必要な事項

9. 業務責任者の資格等

受注者は、業務責任者に第3種電気主任技術者免状を有する者をあてるものとする。

10. 記録の確認

発注者は、点検業務の結果について業務責任者から報告を受け、その記録を確認する。また、

発注者及び受注者の双方において3年間保存する。

1.1. 損害賠償の能力

受注者は、この契約の実施にあたって、故意又は過失による発注者又は第三者に与える恐れがある損害（発注者又は第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対して十分な賠償能力を有すること。

1.2. 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全確保のため監視者を配置し、複数名で作業を実施するよう努めること。

(3) 防具、保護具の使用

高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。（労働安全衛生規則第342、343条）

絶縁用防具、絶縁用保護具は6ヶ月に1回以上定期的に自主検査を実施し、異常のないことを確認したものを使用すること。（労働安全衛生規則第351条）

また、その記録は「発注者」の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。

(4) 労働災害総合保険等への加入

受注者は、予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入するものとする。

1.3. 機械器具の管理

(1) 測定器の校正・誤差試験

業務に使用する次の測定機器（継電器試験装置、絶縁耐力試験装置に組み込まれた交流電圧計、電流計も含む。）は国家基準を満足した方法で校正・誤差試験を実施すること。

ア 交流電圧計

イ 交流電流計

ウ 絶縁抵抗計

エ 接地抵抗計

(2) 校正・誤差試験結果の記録等

（2）の測定機器の校正・誤差試験の周期は1年未満とし、その試験結果の記録を台帳管理するとともに、発注者から求めのあったときは直ちに開示するものとする。また、合格品には校正試験合格シールを貼付し、その中に実施日を明示すること。

1.4. 報告事項等

(1) 事前承諾書類

受注者は、あらかじめ発注者に対し、次の書類を提出してその承諾を得なければならない。（変更があった場合も同様とする。）

- ア 業務責任者及び業務従事者の氏名及び資格等を証する書類の写し
- イ 所有機械器具一覧表（校正、誤差試験記録含む）
- ウ 所有機械器具・絶縁用防具・絶縁用保護具一覧表（耐圧試験記録含む）
- エ 損害賠償保険に加入している場合は、その保険証の写し
- オ 労働災害総合保険証等に加入している場合は、その保険証の写し

（2）業務計画書

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出して、発注者の承認を受けなければならない。
なお、業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ア 業務内容
- イ 全体工程表
- ウ 履行体制
- エ 安全管理
- オ 報告

月間計画書は、前月の23日まで（契約を締結した月において、23日を過ぎている場合は、
契約締結後速やかに）に提出し、発注者の承認を受けなければならない。また、年次点検を計画
する場合、年次点検当日のスケジュールや手順等を記載した計画書を別途提出し、発注者の承認
を受けなければならない。

（3）委託業務実施報告書

受注者は、発注者に対して委託業務実施報告書を提出すること。

報告書の提出時期は以下の3回を予定する。変更する必要があると認めた場合は別途協議する。

※点検報告書は1ヶ月毎に提出すること。

- 1回目：令和9年3月（令和8年4月から令和9年3月までの業務完了分）
- 2回目：令和10年3月（令和9年4月から令和10年3月までの業務完了分）
- 3回目：令和11年3月（令和10年4月から令和11年3月までの業務完了分）

15. 費用の負担等

業務を行うために要する費用のうち、次のもの以外は全て受注者の負担とする。

※道路使用許可等の申請費も受注者の負担とする。

- ア 電気料及び水道料
- イ 小修繕において取替等で必要となる機材部品

16. その他

疑義について

本業務仕様書、契約書等に明記されていない事項、又は疑義の生じた事項については、監督職
員と協議して決定するものとする。

自家用電気工作物の概要

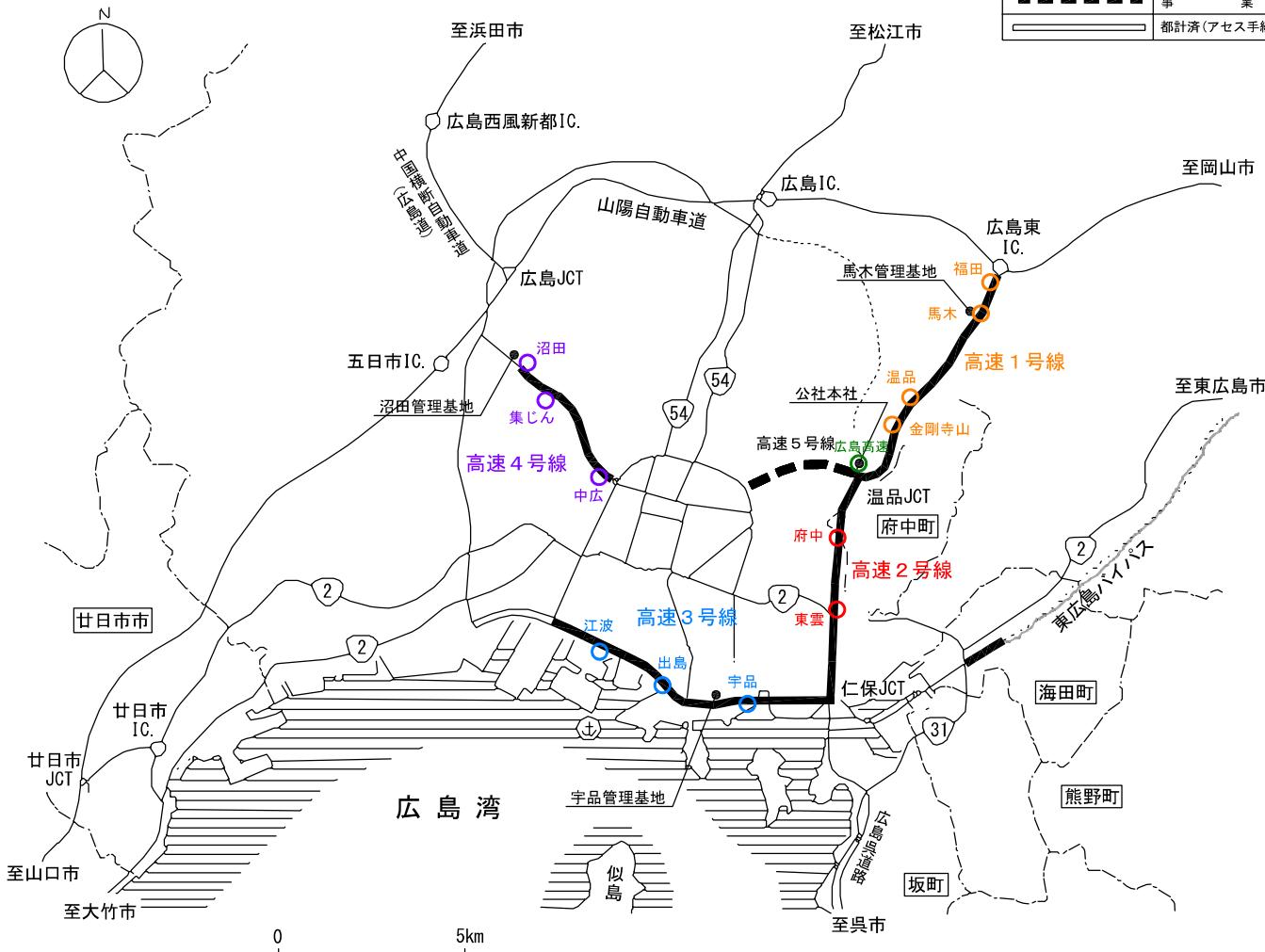
1 事業場の名称	広島高速道路公社(本社)
所 在 地	広島市東区温品一丁目
設 備 容 量	1050kVA
最 大 電 力	229kW
受 電 電 壓	6, 600V
予 備 発 電 機	6, 600V／500kVA 1台
盤 面 数	13面
高 壓 變 圧 器	7台
直 流 電 源 装 置 等	1台
換 算 係 数	1.6
2 事業場の名称	高速1号線(福田電気室)
所 在 地	広島市東区福田町字高山
設 備 容 量	200kVA
最 大 電 力	96kW
受 電 電 壓	6, 600V
予 備 発 電 機	220V／125kVA 1台
盤 面 数	9面
高 壓 變 圧 器	1台
直 流 電 源 装 置 等	1台
換 算 係 数	0.8
3 事業場の名称	高速1号線(馬木電気室)
所 在 地	広島市東区馬木町洗川2292
設 備 容 量	405kVA
最 大 電 力	88kW
受 電 電 壓	6, 600V
予 備 発 電 機	415V／200kVA 1台
盤 面 数	15面
高 壓 變 圧 器	4台
直 流 電 源 装 置 等	1台
換 算 係 数	1.0
4 事業場の名称	高速1号線(温品料金所)
所 在 地	広島市東区温品町
設 備 容 量	30kVA
受 電 電 壓	200V(従量電灯)
予 備 発 電 機	200V／30kVA 24kW 1台
直 流 電 源 装 置 等	—
換 算 係 数	0.18

5 事業場の名称	高速1号線(金剛寺山トンネル)
所 在 地	広島市東区温品町
設 備 容 量	26kVA
受 電 電 壓	200V(従量電灯)
予 備 発 電 機	220V／38kVA 30kW 1台
直 流 電 源 装 置 等	—
換 算 係 数	0.18
6 事業場の名称	高速2号線(府中電気室)
所 在 地	安芸郡府中町大須一丁目7番
設 備 容 量	300kVA
最 大 電 力	86kW
受 電 電 壓	6, 600V
予 備 発 電 機	460V／200kVA 1台
盤 面 数	13面
高 壓 變 圧 器	1台
直 流 電 源 装 置 等	1台
換 算 係 数	0.8
7 事業場の名称	高速2号線(東雲電気室)
所 在 地	広島市南区東雲三丁目1番
設 備 容 量	300kVA
最 大 電 力	93kW
受 電 電 壓	6, 600V
予 備 発 電 機	460V／200kVA 1台
盤 面 数	12面
高 壓 變 圧 器	1台
直 流 電 源 装 置 等	1台
換 算 係 数	0.8
8 事業場の名称	高速3号線(宇品電気室)
所 在 地	広島市南区宇品海岸三丁目3-4
設 備 容 量	300kVA
最 大 電 力	125kW
受 電 電 壓	6, 600V
予 備 発 電 機	440V／200kVA 1台
盤 面 数	12面
高 壓 變 圧 器	1台
直 流 電 源 装 置 等	1台
換 算 係 数	0.8

9	事業場の名称	高速3号線(出島電気室)
	所 在 地	広島市南区出島一丁目27
	設 備 容 量	150kVA
	最 大 電 力	62kW
	受 電 電 壓	6, 600V
	予 備 発 電 機	460V／125kVA 1台
	盤 面 数	11台
	高 壓 變 圧 器	1面
	直 流 電 源 装 置 等	1台
	換 算 係 数	0.8
10	事業場の名称	高速3号線(江波電気室)
	所 在 地	広島市中区江波二本松一丁目
	設 備 容 量	200kVA
	最 大 電 力	135kW
	受 電 電 壓	6, 600V
	予 備 発 電 機	460V／150kVA 1台
	盤 面 数	11面
	高 壓 變 圧 器	1面
	直 流 電 源 装 置 等	1台
	換 算 係 数	0.8
11	事業場の名称	高速4号線(沼田電気室、集塵機電気室、中広電気室)
	所 在 地	広島市安佐南区大塚東町1932外
	設 備 容 量	2, 000kVA
	最 大 電 力	500kW
	受 電 電 壓	6, 600V
	予 備 発 電 機	6, 600V／750kVA 1台
	盤 面 数	沼田 26面、集塵機 8面、中広 20面
	高 壓 變 圧 器	沼田 5台、集塵機 2台、中広 3台
	直 流 電 源 装 置 等	3台
	換 算 係 数	2.2

広島高速道路公社 受変電設備位置図

凡 例	
_____	供 用 区 間
-----	事 業 中
_____	都計済(アセス手続完了含む)



広島高速道路公社電気保安規程 (公社専任)

令和8年
広島高速道路公社

目次

- 第1章 総則
- 第2章 保安業務の運営管理体制
- 第3章 保安教育
- 第4章 工事の計画及び実施
- 第5章 保守
- 第6章 運転又は操作
- 第7章 災害対策
- 第8章 記録
- 第9章 責任の分界
- 第10章 整備その他
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規程に基づき広島高速道路公社（以下「公社」という。）が所管する施設における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(細則の制定)

第2条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

(規程等の改正)

第3条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、電気主任技術者参考のもとに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務組織)

第4条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）の総括管理は、別表第1に掲げる施設整備担当課長（以下「総括管理者」という。）が行うものとする。

2 別表第1に掲げる課長補佐（以下「総括管理者を補佐する者」という。）は、総括管理者を補佐し、保安業務を管理する。

3 電気工作物の設置の工事が完成するまでの間（以下「工事中」という。）の保安業務の総括管理は、総括管理者が行うものとする。

4 総括管理者を補佐する者は、総括管理者を補佐し、工事中の施設における保安業務を管理する。

5 主任技術者を別表第1のとおり配置する。

(主任技術者の義務)

第5条 主任技術者（前条第5項の規程により配置された者をいう。以下同じ。）は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の業務を総括するものとする。

2 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行なわなければならない。

(従事者の義務)

第6条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の措置)

第7条 総括管理者は、総括管理者を補佐する者と協議の上、主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合にその業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者が行うべき職務を誠実に行わなければならない。
(主任技術者の意見の聴取等)

第8条 総括管理者は、電気工作物に係る保安上必要な事項を決定し、又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 総括管理者は、電気工作物に係る保安に関しては、主任技術者の意見を尊重しなければならない。

3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、総括管理者は、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、及び決定しなければならない。

第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 主任技術者は、電気工作物の保安管理に関する必要な事項については、関係する従事者に対して周知徹底に努めなければならない。

(保安に関する訓練)

第10条 主任技術者は、従事者に対し、事故その他非常災害が発生したときの措置について必要に応じ、実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第11条 総括管理者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「保修工事」という。）の計画を立案するものとする。

(工事の実施)

第12条 総括管理者は、電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者においてこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引き取るものとする。

3 作業心得は、次の各号について定めるものとする。

- (1) 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の主任技術者による確認
- (2) 作業時間、停電時間及び危険区域の表示
- (3) 停電中のしや断器、開閉器の誤操作の防止装置
- (4) 作業責任者の指名とその責任
- (5) 作業終了時の点検及び測定

(6) その他必要な事項

第5章 保守

(巡視、点検、測定・試験)

第13条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定・試験は、別表第2に定める基準に従い実施するものとする。

(電気工作物の維持)

第14条 主任技術者は、巡視、点検、又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第15条 主任技術者は、事故その他異常な事態が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行ない、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする

(法定事業者検査等の体制)

第16条 法定事業者検査は、電気主任技術者の監督の下、別途定める必要な事項をあらかじめ決定した上で行うものとする。

2 法令に基づく使用前自己確認については、電気主任技術者の監督のもとで実施し、経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

(法定事業者検査の体制)

第17条 法定事業者検査は、電気主任技術者の監督の下、別途定める必要な事項をあらかじめ決定した上で行うものとする。

(使用前自己確認の実施)

第17条の2 法令で使用前自己確認が定められている電気工作物については、電気主任技術者の指導・監督のもとで実施し、経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認する。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第17条 電気工作物の運転又は操作の基準は、別に定める細則によるものとする。

2 前項の細則は、次の各号について定めるものとする。

- (1) 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作をする機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
- (2) 電気工作物の軽微な事故を修理し、又は使用停止し、若しくは使用制限する等の応急措置並びに報告又は連絡事項
- (3) 電気事業者の変電所又は営業所との連絡事項
- (4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示

3 遮断機及び断路器の開閉その他必要な事項については、別に電気事業者との間に締結している受電に関する協定書によるものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第18条 主任技術者は、台風、洪水、地震、火災その他非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従事者に徹底し、災害発生時の措置に関する体制をあらかじめ整備しておくものとする。

2 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行なう。

3 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められる時は、ただちに当該範囲の送電を停止することができる。

第8章 記録

(記録等)

第19条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の各号の記録は3年間保存するものとする。

(1) 点検、測定及び試験の記録（点検周期が3年を超えるものについては最新の記録）

(2) 電気事故記録

(3) 補修工事記録

(4) 受電日誌

(5) 絶縁監視装置を設置しているものにあってはその警報の記録

2 法定自主検査の記録は、別表第3に定めるところにより記録し、必要な期間保存するものとする。

3 使用前自己確認の結果の記録は、使用前自己確認を行った後5年間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第20条 電気事業者の設置する電気工作物と保安上の責任分界点は、当該施設の電気需給契約に定めるところによる。

(需要設備の構内)

第21条 各施設の需要設備の構内図は、別に定めるものとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第22条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等で危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するような表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

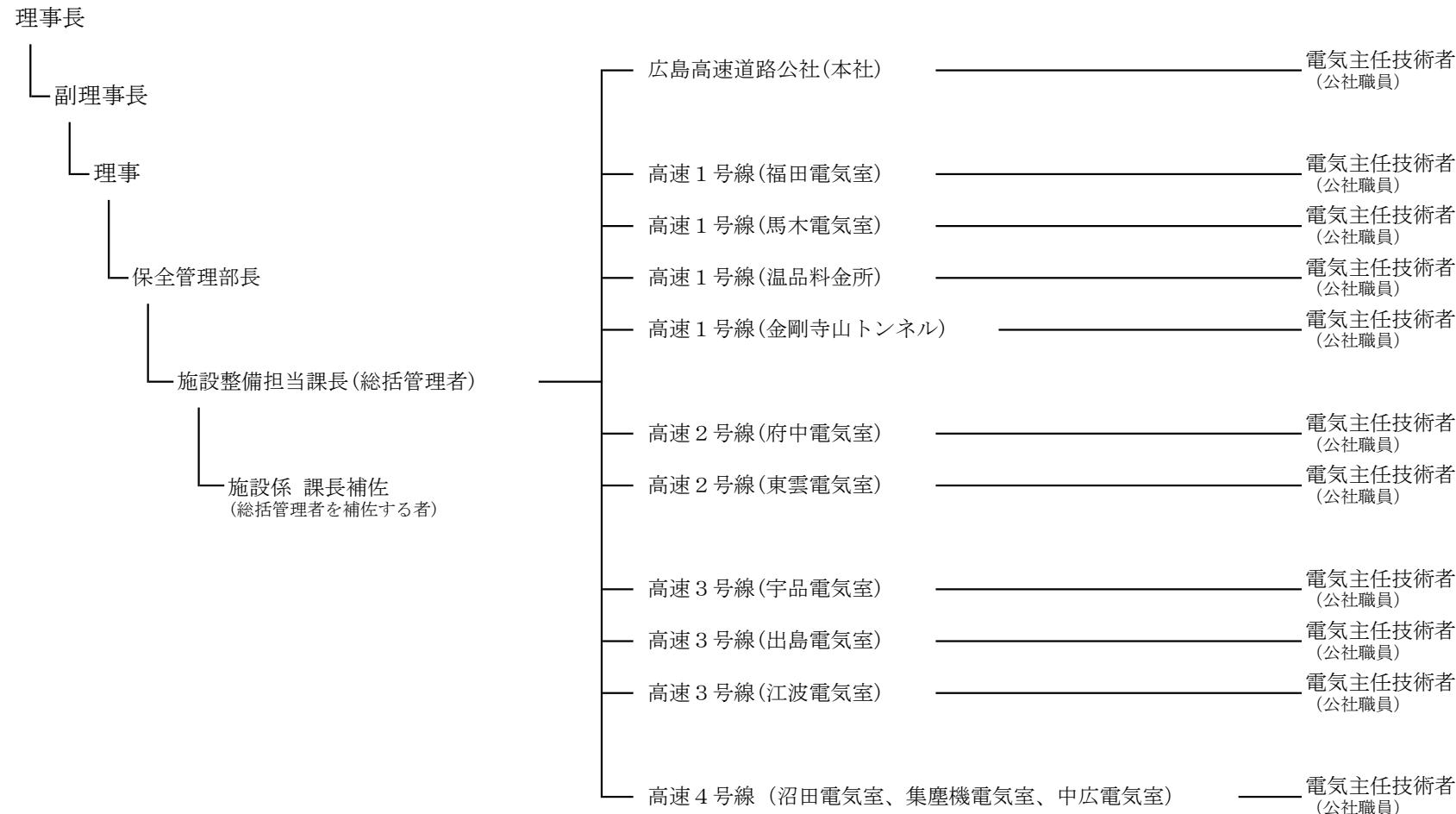
第23条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

広島高速道路公社 保安業務組織図



別表第2

維持及び運用に関する点検、測定・試験

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	工事中の点検	臨時点検
引込設備	区分開閉器 引込線等 電線及び支持物(電柱) 避雷器 ケーブル 接地線(保護管含む) 地中電線路	外観点検	○	○	○	必要な都度
		絶縁抵抗測定		○		
		保護継電器動作特性と連動試験		○		
		接地抵抗測定		○		
受電設備(含む 二次受電設備)	断路器 開閉器 遮断器 避雷器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		
		保護継電器動作特性と連動試験		○		
		絶縁油の点検・試験				
		内部点検				
		機能試験(VCB の真空度確認等)				
計器用変成器 母線・支持物 電力用ヒューズ・カットアウト 電力用コンデンサ・リアクトル その他高圧機器	外観点検	○	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		漏えい電流・温度測定	○	○		
		絶縁油の点検・試験				
変圧器	外観点検	○	○	○		
		漏えい電流・温度測定	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		絶縁油の点検・試験				
		内部点検				
受・配電盤	外観点検	○	○	○		
		負荷電圧・電流測定	○	○		
		保護継電器動作特性と連動試験		○		
		絶縁抵抗測定		○		
受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外観点検	○	○	○		
		接地装置 (接地線・保護管含む)	外観点検	○	○	
配電設備	開閉器 配電線路	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	工事中の点検	臨時点検
	電線及び支持物(電柱) ケーブル 接地線(保護管含む) 地中電線路	保護継電器動作特性 と連動試験		○		
		接地抵抗測定		○		
負荷設備	配線及び配線器具 開閉器等 電動機 照明器具 低圧機器等 接地装置(接地線等含む)	外観点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	
発電設備 (非常用 予備発電設備 を含む)	原動機及び付属装置始動装置	外観点検 保護装置動作試験 始動停止試験	○ ○ ○	○ ○ ○※	○ ○ ○	必要な都度
	発電機及び励磁装置 接地装置 (接地線・保護管含む) 蓄電池 充電装置 (負荷設備低圧機器等に準ずる)	外観点検 発電電圧・周波数等測定 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 液量点検 内部抵抗測定 電圧・比重・液温測定	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	
蓄電池設備	蓄電池 充電装置 (負荷設備低圧機器等に準ずる)	外観点検 液量点検 内部抵抗測定 電圧・比重・液温測定	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
絶縁監視装置		外観点検 設定値確認・検知動作試験 自動伝送試験 設定値の誤差確認	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	必要な都度

備考

- 1 臨時点検は、電気主任技術者が必要と判断したとき、総括管理者の承諾を得て実施する。必要な都度とは、過去の実績と使用環境状況を踏まえて、点検時期を任意に定めるものである。
- 2 ※印を付した点検項目は、自動で起動及び停止を行うことを確認するものとする。

別表第3

法定事業者検査記録

- ① 検査年月日
- ② 検査の対象
- ③ 検査の方法
- ④ 検査の結果
- ⑤ 検査を実施したものの氏名
- ⑥ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- ⑦ 検査の実施に係る組織
- ⑧ 検査の実施に係る工程管理
- ⑨ 検査協力会社の管理に関する事項
- ⑩ 検査記録の管理に関する事項
- ⑪ 検査に係る教育訓練に関する事項

記録の保存年限は上記①～⑥は5年間、⑦～⑪は法定事業者検査を行った後最初に安全管理審査の結果の通知を受けるまでの間とする。